

( ) 動物用医薬品の適正使用の実態と課題分析

		豊橋市食肉衛生検査所	○石渡 卓哉
福岡県食肉衛生検査所	吾郷 良輔	新潟市保健衛生部食肉衛生検査所	岡崎 伸子
仙台市食肉衛生検査所	加藤 寛	東京都芝浦食肉衛生検査所	新堂 和希
長崎県諫早食肉衛生検査所	寺道 拓郎	群馬県食肉衛生検査所	森田 聡志

はじめに

本研究は令和7年度食肉衛生検査研修で行われた「動物用医薬品は適正に使用されているのか？」をテーマに行われた調査結果である。

動物用医薬品（以下「薬剤」）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法およびと畜場法等の複数の法令により適正使用が義務づけられている。しかし、全国の食肉衛生検査所では、薬剤の残留基準値超過や残留薬剤と投薬歴申告の不一致といった事例[1]が散見され、生産現場における法令遵守の意識の低さが懸念されている。薬剤の不適正使用は、食肉の安全性を損ない、消費者の健康リスクにもつながる重大な問題である。本研究では、食肉衛生検査所へのアンケートを通じて、薬剤の適正使用の実態と課題を明らかにし、適正使用の促進の方策を提案することを目的とする。

材料および方法

本研究は、令和7年度食肉衛生検査研修に参加した38自治体を対象としたアンケート調査、関連文献・資料の収集ならびに全国109検査所のウェブサイト調査により実施した。アンケートでは、過去3年間（令和4年度～6年度）の食肉中の薬剤残留事例、投薬歴申告の状況、薬剤残留の原因、農政部との連携状況および投薬歴申告様式の整備状況を調査項目とした。ウェブサイト調査では、薬剤使用に関する啓発活動の有無および投薬歴申告様式の公開状況を確認した。

成績

調査の結果、食肉中の薬剤残留事例が確認された自治体は50%（19/38件）で、うち9自治体では基準値超過事例が報告された。薬剤残留事例のうち、投薬歴申告がなかったケースは63%（12/19件）であり、申告があった6件のうち5件では検出された薬剤と申告内容が一致していなかった。これにより、薬剤残留事例の89%（17/19件）において、投薬歴未申告または申告の不一致が認められた。原因としては、生産者による申告漏れや独自判断による投与等の不適正使用、獣医師による使用禁止期間の誤認識、動物の代謝不良等があげられた。また、農政部との定期的な連携がある自治体は32%（12/38件）で、食肉衛生検査所が独自に投薬歴申告様式を整備していた自治体は16%（6/38件）にとどま

った。さらに、ホームページ上で薬剤使用に関する啓発活動を実施していた自治体は、全体の16%（17/109件）に過ぎなかった。

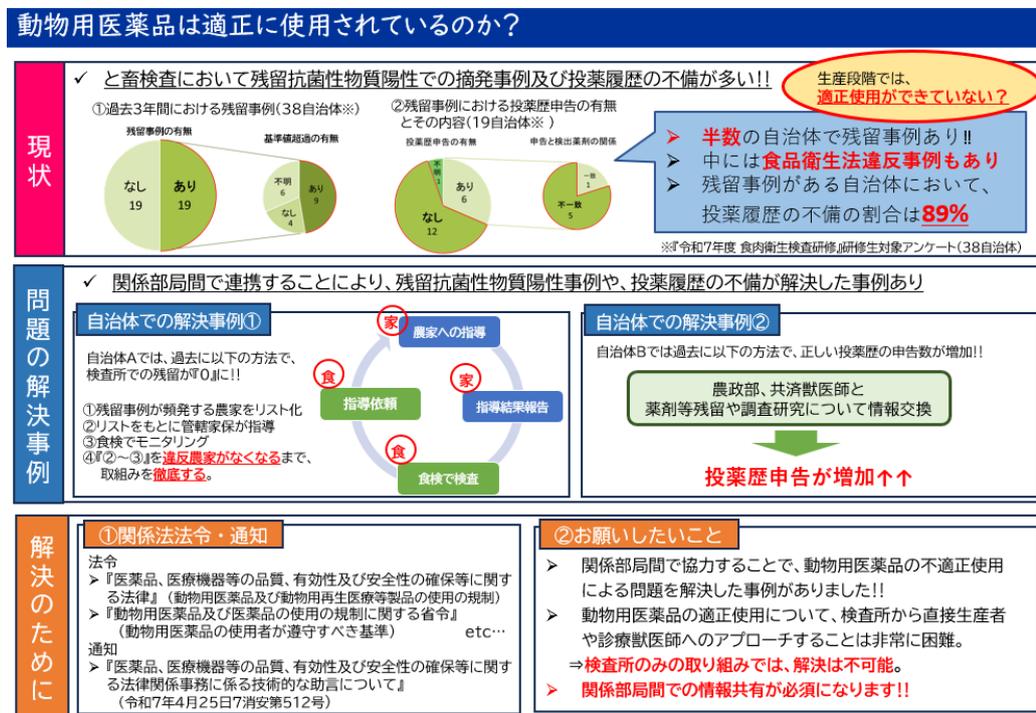
### 考察およびまとめ

本調査により、薬剤の不適正使用および不正確な投薬歴申告の実態が明らかとなり、農政部との連携強化と投薬歴申告方法の改善が課題としてあげられた。

農政部との連携強化の成功事例として、一部自治体では、農政部や現場獣医師との薬剤残留等の情報交換を行うことで、投薬歴申告の増加につながった。また、残留薬剤の集中的な検査を行い、農政部に情報提供してハイリスク農家への継続的な指導が行われたことで薬剤の適正使用につながった事例もあった。農政部と情報共有のきっかけとして、薬剤残留事例の現状と問題の解決事例を記載した参考資料（図1）を作成した。

投薬歴申告方法の改善案として、全国自治体の投薬歴申告様式を参考にし、重要事項を追記した新たな様式を作成した（図2）。この様式には、薬剤使用に関する啓発文の記載、使用禁止期間の終了日記入欄、法的同意確認欄および二次元コードによる申告フォームを備えた。

上記を活用し、農政部との連携強化と投薬歴申告方法の改善をすることで、薬剤の適正使用への意識向上と正確な投薬歴申告の促進に寄与する可能性がある。今後、管内だけでなく全国の食肉衛生検査所や農政部との連携強化することが薬剤の適正使用につながっていくと考える。



# 出荷時は投薬歴の申告が義務付けられています！

☆動物用医薬品は適正に使用してください！

動物用医薬品が残留する食肉は人の健康を損なうおそれがあります。

☆検査所は投薬の有無に関わらず全ての獣畜が薬剤残留検査対象です。



投薬歴は二次元コードからも申告可能です！

## (牛)動物用医薬品等の投薬歴

生産者氏名: \_\_\_\_\_ 連絡先: \_\_\_\_\_ 搬入日: \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 個体識別番号: \_\_\_\_\_ と畜日: \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

過去3か月以内の動物用医薬品等の使用 : あり ・ なし

※「ありの場合」は、下表に詳細をご記入ください

使用薬剤 (投与方法)	最終投薬日	使用禁止 (休業)期間	と畜可能日	備考 (病歴など)
	月 日	日間	月 日	
	月 日	日間	月 日	
	月 日	日間	月 日	
	月 日	日間	月 日	
	月 日	日間	月 日	

※獣医師の診断を受けた場合は、診断書等を添付してください

※記入欄が不足する場合は裏面もしくは二枚目に記載してください

確認後✓を記入してください

動物用医薬品が基準値を超えて残留した場合、食肉として販売できません

(生産者の責任で廃棄となる場合があります)

投薬歴申告は申請者の義務です。虚偽と認められた場合、法律により罰則が与えられる場合があります

検査所確認欄 日付: \_\_\_\_\_ 確認者: \_\_\_\_\_

図 2 投薬歴申告様式の改善案

[1]加藤寛、牛尾佳名子、川島綾、小野正浩、佐々木弘郁、千田圭：令和6年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会資料、165-167(2025)